

社会福祉法人なすびの里役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人なすびの里(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいい、評議員を併せて役員等という。
- (2)常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3)非常勤の役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4)報酬等とは、定款第8条及び第21条で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受けとる財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員等に職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- 2 役員等が、同日の理事会並びに評議員会にあわせて法人の業務を行った場合は、報酬及び費用弁償費はこれを支払わないものとする。
- 3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。
- 5 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表の「監事監査指導報酬」により報酬及び実費弁償費を支払う。
- 6 第三者委員、嘱託医師、授産技術指導者、職員研修講師には、別表「非常勤理事等の報酬」に定める額を支給する。
- 7 なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第4条の報酬及び費用弁償額はこれを支払わないものとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 非常勤の役員並びに評議員等に対する報酬は、評議員会において定める別表の額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤の役員及び評議員等に対する報酬は、理事会又は評議員会等への出席の都度、支給する。また、法人・施設運営のための業務にあたった場合は、直

近の理事会又は評議員会にて併せて支給する。

- 2 報酬等は、現金により本人に支給するものとする。ただし、本人の同意を得れば指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用弁償)

第6条 役員及び評議員等は、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

- 2 役員及び評議員等がその職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

この規程は令和元年12月1日から施行する。

この規程は令和2年4月1日から施行する。

別表(第4条関係) 非常勤理事等の報酬・費用弁償額

職名等		報酬又は費用弁償額	
役員	理事長	日額報酬	5,000円
	理事	日額報酬	5,000円
	監事	日額報酬	5,000円
評議員(評議員選任解任委員を含む)		日額報酬	5,000円
監事監査指導報酬		日額報酬	15,000円
第三者委員		日額報酬	5,000円
嘱託医		日額報酬	15,000円
授産技術指導者		日額報酬	10,000円